

USS 札幌会場限定特殊車両・機械部品規定

第1条（参加規程）

原則としてUSSオークション規則に準ずる。ただし出品条件等において別途規則をもって行うものとする。

第2条（出品条件）

原則としてUSSオートオークション出品・落札規定に準ずる。ただし下記の基準に適合したものでなければならぬものとするが、USS札幌が出品を認めた車両等についてはこの限りではない。

- ① 運輸支局または軽自動車検査協会による車検証が交付されているもの。
- ② 市町村登録における廃車申告証明書が交付されているもの。
- ③ 登録制度の無い車両、機械部品および構内作業等により登録書類の発生がないが、車台ナンバー、シリアルナンバー等の打刻およびその位置が明確なもの。
また小型機械部品等はメーカーの製造番号が明確なもの。
- ④ 未登録、抹消済み車両等登録書類が無いもの。
ただし、出品店の責任において登録事項証明書等で未登録または抹消済み車両であることを確認の上出品できるものとする。
- ⑤ 自ら走行可能なもの。（ただし同条①に該当の被牽引車の出品可とする）
- ⑥ 完全な所有権の移転が可能なもの。

上記条件を満たす車両、機械であってもUSS札幌が出品車両、機械としてふさわしくないと判断したものについては出品を停止することができる。またその際に発生する陸送費等についてUSS札幌は一切負担しないものとする。

第3条（出品車両の区分）

1. 前条の該当車両は特殊コーナーの出品とする。
2. 二輪車等についてはバイクコーナーの出品とする。
3. 前条の出品は札幌会場限定とする。

第4条（落札条件）

原則としてUSSオートオークション出品落札規定に準ずる。

ただし、車両等の落札に関しては十分な下見を行い、輸送手段を確認後応札するものとする。

第5条（搬入・搬出）

1. 搬入受付については、オークション開催日前日の正午12時迄とする。
2. 特殊コーナーの落札車両については書類がないものに限り、USS札幌による入金確認後の搬出とする。
3. 落札車両について所定の期限内に搬出が行われなかった場合、落札店は別途定める搬出遅延ペナルティをUSS札幌に支払うものとする。

第6条（書類規定）

原則としてUSS書類規定に準ずる。ただし、第2条②に該当する車両について、出品店はUSS札幌が指定した誓約書、販売証明書、廃車申告証明書をUSS札幌に提出するものとする。また第2条③、④に該当する車両については誓約書、販売証明書をUSS札幌に提出するものとする。この場合の提出期限および書類遅延ペナルティについてもUSS書類規定と同様とする。

第7条（代金決済）

書類がないものに限り、出品店に対する成約車両代金の支払いは、落札店よりUSS札幌へ落札車両代金の支払いが完了した翌営業日に行うものとする。

第8条（検査規定）

原則としてUSS検査規定に準ずる。ただし、評価点はすべてX点とする。

第9条（クレーム規定）

1. 原則としてUSSクレーム規定に準ずる。ただし代金減額請求ができるものは、エンジン等主要箇所およびセールスポイント等の記載箇所のみとし、内外装の損傷（色違い等含む）および車載工具の不足については認めないものとする。
2. 下記の項目については、重大クレームより除外するものとする。
 - ① 災害者
 - ② 修復歴車
 - ③ スポット溶接部品交換
 - ④ 車歴の相違
3. 同条1、2項の場合でも、代金減額請求および契約解除が相当であるとUSS札幌が認めた場合にはこの限りではない。

第10条（免責）

会場へ搬入後の保管については屋外での保管とする。なお、天候等により生じた車両等の故障および損害について、USS札幌は一切の責任を負わないものとする。